

日本の過重債務運動における戦略と展開

——全国自助組織事務局長の視点を通じて——

金城学院大学 大山小夜

1 目的と方法

本報告は、主として、30年余りの日本の過重債務運動にその初期から関わってきたある男性への聞き取りに基づいて、(1)日本の過重債務運動に携わる人びとの集合的な認識の形成、運動に駆り立ててきた動機・出来事・経験、組織の維持と発展に向けた様々な戦略、(2)関連諸団体との連携と分業の内実、(3)法整備に向けて行われる各種要請行動等を通じた外部世界との相互作用の戦略と課題、を明らかにし、社会的、理論的示唆を得る。

3 問題関心

2006年、日本では、過重債務の新たな発生を抑制する目的で「改正貸金業法」が成立した。最新データによれば、多くが過重債務者とされる無担保無保証ローンの「5件以上借入れ」者は同法成立前の230万人から31万人(13年)に大幅に減少、「過重債務を原因とする自殺」者数は統計を取り始めた07年の1973人から839人(12年)に半減している。日本の過重債務対策は、近年の国内の公衆衛生・貧困対策として評価されているだけでなく、金融危機後、世帯の負債悪化にあえぐ欧州等からも注目されている。

一方、規制強化を嫌う国内の貸手業者は、中間層が形成され、規制の緩い有望な他のアジア地域に進出している。このような動きに呼応して、過重債務は国境を越えて拡散し複雑化してきている。こうしたことから、各国、地域間で経験を共有し、この問題に国際的に取り組む必要性も増している。アジアにおいて日本は過重債務の、またその対策の先進地である。日本の事例の歴史的、地域的限定性と応用可能性を見定める必要がある。

3 概要

〈対象〉日本の過重債務者自助組織(いわゆる「被害者の会」。1981年設立)は、現在、全都道府県に計88カ所ある。これらは、「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」(以下、被連協)の加盟団体であり、過重債務の個別的解決(過重債務の解決と生活再建の支援)と社会的解決(法整備等による過重債務の抑止)をその活動目標とする。各地の被害者の会の代表、また被連協の会長・副会長など、組織の「顔」となる役職は問題の当事者である過重債務者が就く。

一方、組織の運営責任は、多くの場合、支援者である非当事者が担う。被連協事務局長は、こうした全国の過重債務者活動を統括する立場にある。本多良男は、98年から2013年までの16年間、その任にあたった。彼が初めて過重債務事件に関わったのは、日本の消費者金融部門のメインプレイヤーであった、後に「消費者金融会社」となる、貸金業を専業とする貸手業者の台頭が見られる1970年代後半(図I期)のことである。その後、法制化運動が進み、83年貸金業規制法成立へと結実する。同年、東京で年1回開催される過重債務者全国交流集会在開催。本多はその実行委員として運動に参加し始める。翌年、東京に「被害者の会」が設立し本多は事務局長に就任する。貸金業規制法成立後、中小零細の貸金業者の市場撤退が相次ぐ一方で、後に大手となる一部業者の寡占化が進む。株式上場の実現等を経て、これら一部業者は全国展開する。消費者金融部門は急拡大し(II期)、後の破産急増(III期)を招く。98年、本多は被連協事務局長に就任する。高収益の消費者金融部門は他業種や外資の参入を呼び込み飽和状態となる。熾烈な競争圧力の下、大手業者による逸脱行為等が社会問題化し、06年、貸金業規制法を大幅改正するかたちで改正貸金業法が成立する(IV期)。本多の退任が決まった06年、被連協は、過重債務に重点を置きつつ、貧困、自殺、依存症、セーフティネット貸付制度の充実、生活保護申請同行支援等にとりくむ新たな活動方針を決定した(V期)。本報告では、以上の展開を踏まえ、この運動と法整備とのダイナミックな関係、人びとの意味世界、運動を維持・拡大するための様々な戦略と課題等を考察する。

*本研究は、2013年度金城学院大学・父母会特別研究助成費(研究B)「過重債務問題の予防と解決におけるアジアモデルの構築・伝播過程に関する社会学的研究」による研究成果の一部である。

